

(商標登録番号・第4234817号)



— 第60号 —

河野太郎事務所

ツイッター @konotarogomame

電子メール tarokono1963@gmail.com

ホームページ <https://www.taro.org/>

自民党神奈川県第15選挙区支部

平塚事務所

〒254-0811 平塚市八重咲町26-8

TEL 0463-20-2001

茅ヶ崎事務所

〒253-0045 茅ヶ崎市十間坂1-2-3-2F

TEL 0467-86-2001

議員会館

〒100-8982 千代田区永田町2-1-2

衆議院第二議員会館1103号室

TEL 03-3508-7006



前橋市では、用できます。

タクシーのカードマイナポータルへのログイン、マイナポイントの取得、コンビニでのインポイントの取得、コンビニでの証明書交付サービス、健康保険証利用などの際に使います。

「署名用電子証明書」には、氏名、住所、生年月日、性別の四情報が記載され、さまざまな手続きをする時に、手続きデータが本人により作成、送信されたことを証明することができます。

利用者は、氏名、住所、生年月日、性別の四情報が記載され、さまざまな手続きをする時に、手続きデータが本人により作成、送信されたことを証明することができます。

利用者は、氏名、住所、生年月日、性別の四情報が記載され、さまざまな手続きをする時に、手続きデータが本人により作成、送信されたことを証明することができます。

利用者は、氏名、住所、生年月日、性別の四情報が記載され、さまざまな手続きをする時に、手続きデータが本人により作成、送信されたことを証明することができます。

利用者は、氏名、住所、生年月日、性別の四情報が記載され、さまざまな手続きをする時に、手続きデータが本人により作成、送信されたことを証明することができます。

利用者は、氏名、住所、生年月日、性別の四情報が記載され、さまざまな手続きをする時に、手続きデータが本人により作成、送信されたことを証明することができます。

利用者は、氏名、住所、生年月日、性別の四情報が記載され、さまざまな手続きをする時に、手続きデータが本人により作成、送信されたことを証明することができます。

利用者は、氏名、住所、生年月日、性別の四情報が記載され、さまざまな手続きをする時に、手続きデータが本人により作成、送信されたことを証明することができます。

利用者は、氏名、住所、生年月日、性別の四情報が記載され、さまざまな手続きをする時に、手続きデータが本人により作成、送信されたことを証明することができます。

利用者は、氏名、住所、生年月日、性別の四情報が記載され、さまざまな手続きをする時に、手続きデータが本人により作成、送信されたことを証明することができます。

マイナンバーカードについて

全ての国民の皆様は、マイナンバーカードの取得をお願いします。

マイナンバーカードには、大きく分けて三つの利用目的があります。

まず、行政や民間を問わず幅広く、本人確認のための顔写真付きの公的身分証明証として使うことができます。

二つ目の利用目的は、行政サービスを受ける際の利便性を向上することです。

マイナンバーカードを使うことで、役所に行かなくてもスマホで必要な手続きを行えるようになります。例えば、児童手当や保育園・介護に関する手続き、自動車税の納付、そし

デジタルで創る世の中

また、図書館カードや公的施設の利用カードとして使えるようにしたり、各種証明書のコンビニ交付にも対応するなど、「市民カード」として使えるようにしていきます。病院の診察券としても使うことができます。

「利用者証明用電子証明書」は、あなたがカード保有者本人であることを証明する際にその手段として使

「署名用電子証明書」という公的個人認証サービスのための二つの電子証明書が搭載されています。

そのための、紙の申請書へのサインや実印と同様に、オンライン手続きの際に送信するデータに署名用電子証明書を付すことで確実に本人が作

には、「利用者証明用電子証明書」

「署名用電子証明書」という公的個人認証サービスのための二つの電子証明書が搭載されています。

「利用者証明用電子証明書」は、あなたがカード保有者本人であることを証明する際にその手段として使

「署名用電子証明書」という公的個人認証サービスのための二つの電子証明書が搭載されています。

ド所有者の四情報（氏名、住所、生年月日、性別）も送信データに付されます。

そのための、紙の申請書へのサインや実印と同様に、オンライン手続きの際に送信するデータに署名用電子証明書を付すことで確実に本人が作

「署名用電子証明書」という公的個人認証サービスのための二つの電子証明書が搭載されています。

そのための、紙の申請書へのサインや実印と同様に、オンライン手続きの際に送信するデータに署名用電子証明書を付すことで確実に本人が作

成・送信したものと証明することができません。確定申告などの電子申請で使われています。

マイナンバーカードは、民間事業者もサービスを提供する際に利用することができません。

例えばマイナンバーカードとそれぞれのオンラインサービスの認証の仕組みを紐づけることで、マイナンバーカードを使ってログインすれば、インターネットバンキングやオンラインショッピングなどをするとき、いちいちログインし直さなくてもすむようになります。

二〇二二年末にマイナンバーカードの申請枚数が八二〇〇万枚となり、運転免許証の発行枚数を超えました。マイナンバーカードを持っているという前提で、行政や民間のサービスを組み立てることができれば、さまざまな作業を自動化することで、サービスの利用者はスピーディかつ負担なく利用でき、また、サービスの提供者はそのコストを下げることでできます。

ぜひマイナンバーカードの取得をお願いします。

マイナンバーカードの セキュリティ

マイナンバーカードでさまざまなことが便利にできるようになると聞くとくけれども、マイナンバーカードのセキュリティが不安だから取得したくないという声を伺いました。

そこで、マイナンバーカードのセキュリティについてご説明します。マイナンバーカードには、ICチップが搭載されています。

このマイナンバーカードのICチップには、カードの券面に印刷されているあなたの情報（氏名、性別、生年月日、住所、顔写真、マイナンバー）のほか、あなたがあなたですということとを証明する電子的な鍵（公的個人認証の電子証明書）と、マイナンバーのもとになる番号（住民票コード）しか記録されていません。

あなたの年金や税などのプライバシー性の高い個人情報はマイナンバーカードには記録されません。健康保険証として使用する場合も、あなたの特定健診結果や薬剤情報がICチップに入ることはありません。

ICチップの空き領域を使って、市町村等が独自のサービス（図書館カードとしての利用等）を提供する場合でも、基本的に利用者番号以外は記録されません。

誰かがあなたのマイナンバーカードを拾って、情報を読み出そうとしても、あなたの設定したパスワードが必要となります。パスワードを一定回数違えると、自動的にロックがかかり、情報を読み出せないようになります。また、不正な手段を使って情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れ、やはり情報にアクセスすることができないようになっていきます。

ですからマイナンバーカードを取得することで、あなたの個人情報が流出してしまうようなリスクが高まることはありません。

万一、マイナンバーカードを紛失してしまったような場合でも、利用を一時停止するために、二十四時間三六五身体制で、フリーダイヤル（0120・95・0178）を受け付けているので安心です。

マイナンバーカードと 健康保険証

マイナンバーカードが病院などの医療機関や薬局で、健康保険証として利用できるようになりました。

でも、かかりつけの医療機関でマイナンバーカードを出したら、カードリーダーがなくて使えなかったという声も聞いています。申し訳ございません。

今年の九月末までには、原則として全ての保険医療機関と薬局でマイナンバーカードを健康保険証として利用することができるようになる予定です。すでに全ての医療機関と薬局に導入するために必要なカードリーダーの数は確保しました。

マイナンバーカードを健康保険証として利用できるようになると、就職、転職や退職のたびに健康保険証を切り替える手間が要らなくなりま

す。

また、今年の一月から順次予定されている電子処方箋の導入とあわせて、薬剤情報をリアルタイムに共有

することができるようになり、薬剤の重複投薬を避けることができるようになります。

マイナンバーカードの利用は、医療機関にも大きなメリットがあります。

まず、リアルタイムに健康保険証の情報を照会することができます。

これまでは、患者が転職などして保険者が変わっていても、患者が古い健康保険証を提示すれば、医療機関の受付で気づくことはできませんでした。マイナンバーカードを利用することで、最新の状況を把握し、請求間違いを防ぐことができます。

受付の業務量も大幅に減らすことができます。マイナンバーカードを利用することで、患者の氏名、住所、被保険者番号などの情報が自動的に医療機関のシステムに連携されるので、手入力する必要がなくなり、入力ミスもなくなります。

デジタル化であなたの暮らしと世の中を便利にしていきます。

「公金受取口座」について

コロナに関する一〇万円の給付を行うにあたって、えらく時間がかかったのを覚えていますか。

そもそも自治体は、全ての住民の口座情報などを保有していないため、まずは皆さんに申請書に口座情報を記入していただき、通帳の写しを添付して送ってもらわなければなりませんでした。そして受け取った自治体では、申請書に間違いがないか確認する作業が発生しました。結果として、莫大な労力がかかり、給付までの時間も長くなりました。

そこで、緊急時の給付金だけでなく、児童手当や年金などさまざまな公的給付を受け取るための口座一つをマイナンバーとともに事前に登録していただくことで、今後の公的給付の受け取りを速やかに、スムーズにできるようにしようというのが、この公金受取口座の登録制度です。

マイナンバーカードを利用して、マイナポータルから公金受取口座の登録ができるようになっていきます。公金受取口座を登録しておけば、今

後、公的給付の受け取りに関して、通帳の写しの添付を始め、口座情報もいちいち口座を確認しなくて済みます。

登録された口座は、児童手当や年金などの公的給付の他に、自治体独自で行う給付にも使うことができます。

ぜひ、公金受取口座の登録をお願いします。

マイナンバーカードに関する御質問

Q マイナンバーカードは、持ち歩くものですか、それとも家の金庫にしまっておくものなのか。

A マイナンバーカードを利用する便利なサービスがどんどん増えていきます。そうしたサービスを利用するために、マイナンバーカードを持ち歩きましょう。

もちろん、落としたり無くしたりしないように気をつけることは必要です。持ち歩く時は、銀行の

キャッシュカードやクレジットカードなどと同じように気をつけましょう。

Q マイナンバーを人に見られても大丈夫なのですか。

A 大丈夫です。

マイナンバーだけ、あるいは名前とマイナンバーだけでは情報を引き出したり、悪用することはできません。

マイナンバーを使う手続きでは、顔写真付き本人確認書類などで本人確認することが義務化されています。

オンラインで利用する時にも、ICチップに入っている電子証明書を利用するので、マイナンバーは使われません。

マイナンバーはそれだけではなにかできるものではありません。

Q マイナンバーカードを落とすと、ICチップに入っている税や年金、医療などのさまざまな情報が流出する可能性があるというのは本当ですか、だったら持ち歩かない方がよいではありませんか。

A マイナンバーカードのICチップ



プには、マイナンバーカードに記載されている氏名・住所・生年月日・性別の四情報と、顔写真、電子証明書、マイナンバーとそのものとなる番号（住民票コード）しか入っていません。

落としたマイナンバーカードから、税や年金、医療などの個人情報を引き出されることはありません。マイナンバーカードを使って、マイポータルにアクセスする時は、キャッシュカードなどと同じように暗証番号が必要です。暗証番号の取扱には気をつけて、他人に教えたりすることがないようにしてください。

Q 万が一、マイナンバーカードを落としたり、盗まれたりした時でも、二四時間三六五日、フリーダイヤルで利用を一時停止することができます。（0120・95・0178）

暗証番号の入力は一定回数以上間違えると、ロックされてしまいます。ICチップから不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れて、読み出せなくなります。銀行のキャッシュカードと同じように扱って下さい。

Q マイナンバーカードから、マイナンバーに紐付けられた自分の個人情報が出ると漏れ出すことはないのですか。

A ありません。マイナンバー制度は、あなたの情報を一カ所で集中管理する仕組みではありません。それぞれの行政機関が、それぞれの業務に必要な情報を分散して管理、運用しています。手続きを行う行政職員だけ

がその手続きに必要な情報が必要な時に限ってやりとりすることができます。また、マイポータルから、行政機関間のあなたの情報のやりとりを確認できるようになっています。

行政機関間の情報連携にも、マイナンバーは使いません。それぞれの独自の符号を使って、行政機関間の情報を連携させています。だからマイナンバー一つで個人情報を出さず、引き出すことはできません。

Q 従来の保険証とマイナンバーカード保険証では診療報酬が違うのですか。

A 二〇二二年一〇月から初診時の診療報酬の自己負担額（三割負担時）が、マイナンバーカード保険証で六円、従来の保険証で一二円と、マイナンバーカード保険証の方が負担が低くなりました。

Q 施設に入所している高齢者などマイナンバーカードの取得ができない方の保険診療は、どうなるのでしょうか。

A 施設に入所している方を含め、

全ての方々がマイナンバーカードを取得できるように申請・交付の手続きを見直しています。決まり次第、お知らせします。

Q マイナンバーカードと健康保険証が一体となった後、マイナンバーカードを無くしたら、保険診療は受けられないのですか。

A 現在は、マイナンバーカードの発行に一、二ヶ月かかってしましますが、紛失等により速やかにカードを再発行する必要がある場合には、再発行に要する時間を一〇日程度まで短縮する方法を検討しています。

また、紛失などでマイナンバーカードがない状態でも保険診療を受けられるような手順についても検討しています。

河野太郎

公式 twitter
アカウント

@konotarogomame

タイムリーな情報を配信しています。是非、フォローしてみてください。